

## **IV 障害者福祉の推進 (第4期豊島区障害福祉計画)**

# 1 計画策定の経緯

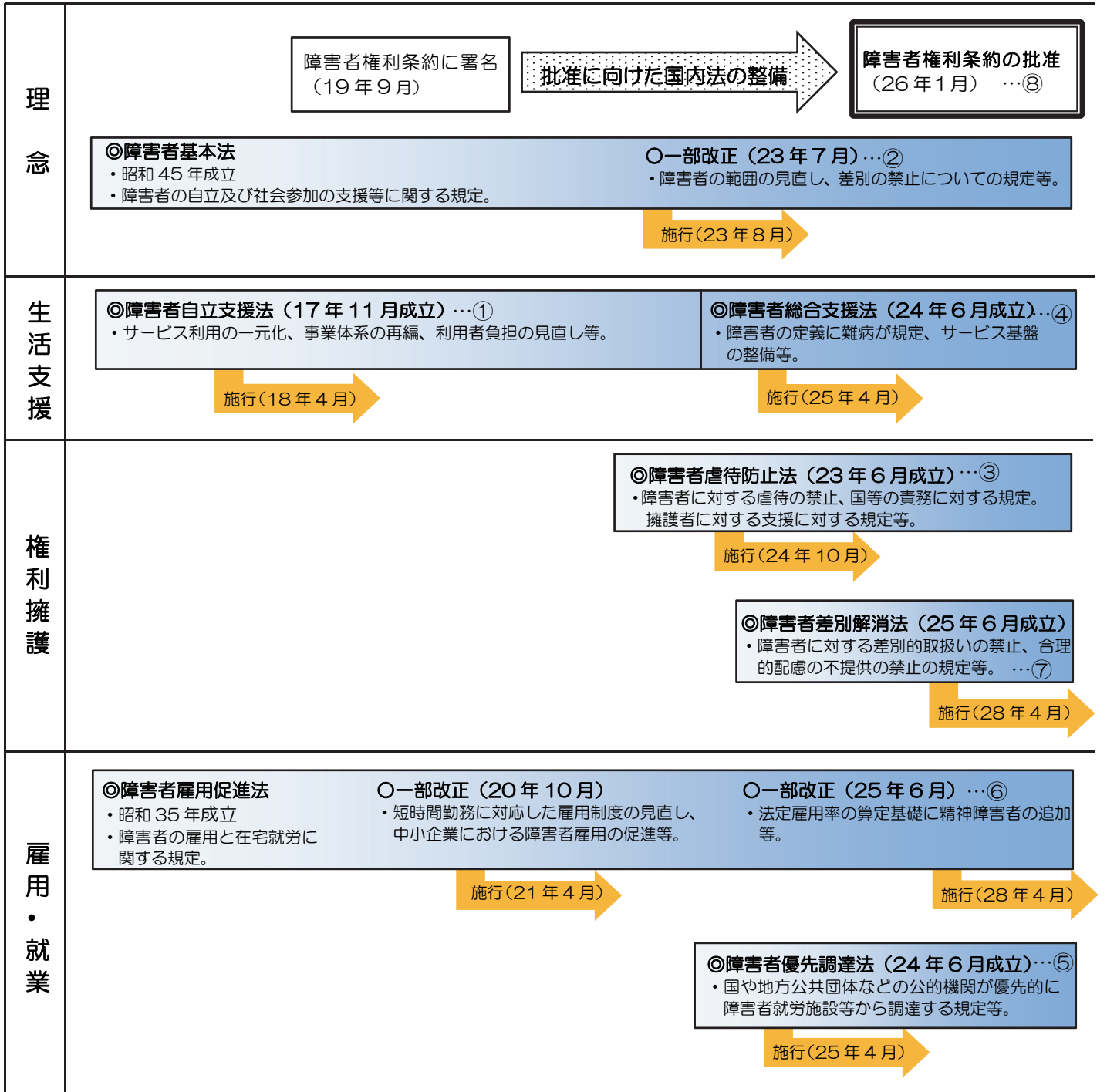
## (1) 障害者に関する法律の整備

障害者福祉に関する法律は、障害者権利条約の批准に向け、大幅に整備されてきました。主な制度改正は以下のとおりです。

- ① **障害者自立支援法の成立（平成 17 年 11 月成立、18 年 4 月から段階的に施行）**  
 障害者自立支援法では、障害の種別にかかわらず、支援の必要性に応じて公平にサービスを受けられるよう、サービス利用のしくみを一元化するとともに、サービスの提供体制についても、事業体系の再編、利用者負担の見直し等が行われました。
- ② **障害者基本法の改正（平成 23 年 7 月改正、23 年 8 月施行）**  
 すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的として、障害者の範囲の見直しや、差別の禁止について規定されました。
- ③ **障害者虐待防止法の成立・施行（平成 23 年 6 月成立、24 年 10 月施行）**  
 障害者の権利利益の擁護を目的に、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、擁護者に対する支援のための措置が定められました。
- ④ **障害者総合支援法の成立・施行（平成 24 年 6 月成立、25 年 4 月から段階的に施行）**  
 障害者基本法の理念の実現に向け、障害者の範囲や支援の見直し、サービス基盤の計画的整備等が定められました。
- ⑤ **障害者優先調達法の成立・施行（平成 24 年 6 月成立、25 年 4 月施行）**  
 障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の自立を促進させるため、国や地方公共団体などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入するよう、必要な措置を講ずることになりました。
- ⑥ **障害者雇用促進法の改正（平成 25 年 6 月改正、28 年 4 月施行予定）**  
 雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える等の措置を講ずることになりました。
- ⑦ **障害者差別解消法の成立（平成 25 年 6 月成立、28 年 4 月施行予定）**  
 障害者基本法第 4 条で規定する①障害者に対する差別的取り扱いの禁止、②合理的配慮の不提供の禁止等の実現を目的に制定されました。
- ⑧ **障害者権利条約の批准**  
 障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約で、平成 18 年に国連総会において採択されました。日本は平成 26 年 1 月 20 日に批准書を寄託し、平成 26 年 2 月 19 日に効力を生ずることになりました。

(2)法整備の体系

平成 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年



※各丸数字については「(1) 障害者に関する法律の整備」の内容に対応しています。

IV  
障害者福祉の推進  
(第4期豊島区障害福祉計画)

### (3)第4期障害福祉計画の策定に向けて

#### ① 第1～3期障害福祉計画

障害福祉計画は障害者自立支援法（現：総合支援法）により義務づけられた、障害福祉サービス、地域生活支援事業が必要量に対して計画的に提供できるよう目標数値を明確にした計画です。

##### 【第1期】

第1期は、平成19年度から20年度までの2年間を計画期間とし、「障害福祉計画の基本的な理念、障害福祉サービス等の必要な量の見込みとその確保のための方策」を盛り込んだ計画を19年2月に策定しました。

##### 【第2期】

第2期は、平成21年度から23年度を計画期間とし、第1期の実績、障害者のニーズを踏まえた必要なサービス量を見込み、また、20年12月に出された報告「社会保障審議会障害者部会報告～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～」を勘案し、目標値を修正しました。

また、区では、第2期計画から地域保健福祉計画と一体化し、地域福祉推進の視点から、従来ともすれば障害者福祉の重点課題が施設サービスの整備・充実に向けられていたものを、住み慣れた地域での生活を求める障害者のニーズに応じた在宅での自立生活支援を中心的課題として位置づけました。

##### 【第3期】

第3期は引き続き、地域保健福祉計画の基本理念に基づき、地域福祉を重視し、障害者のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、平成24年度から26年度までを計画期間として策定しました。第1期、第2期の計画の実績を踏まえ、障害福祉サービスの円滑な実施を確保していくため、目標数値を適切に補正しました。

また、平成22年の法改正を踏まえ、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、同行援護サービスの提供などを計画に反映しました。

#### ② 第4期障害福祉計画の基本的な考え方

第4期は引き続き、地域保健福祉計画の基本理念に基づき、地域福祉に重点を置きながら、障害者のニーズを踏まえた社会資源の整備を推進することを目的に、平成27年度から29年度までを計画期間として策定します。

具体的な数値目標については、第4期より、4つの目標を成果目標として掲げることになりました（①施設入所者の地域生活への移行②入院中の精神障害者の地域生活への移行③障害者の地域生活の支援④福祉施設から一般就労への移行）。この4つの成果目標の達成を目指し、活動指標（自立支援給付、地域生活支援事業）を設けています。具体的な数値については、第1期から3期までの実績や今後の見通しを踏まえて設定しました。

また、成果目標及び活動指標については、年一回は実績を把握し、障害者地域支援協議会に意見を諮るとともに、障害者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、障害福祉計画の進捗管理のための分析及び評価を行います。必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更、事業の見直し等の措置を講じ、より実態に即した目標を設定していきます。

## 2 成果指標

### (1) 地域生活・一般就労への移行等に関する数値目標の設定

第4期障害福祉計画では、平成29年度を目標年度として、以下の数値目標を設定しました。

#### 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成29年度末における地域生活に移行する人の数値目標の設定にあたっては、25年度末時点の障害者支援施設入所者数の12%が地域生活へ移行するものと見込みます。また、29年度末の施設入所者数については、25年度末時点の施設入所者から4%削減するものとして設定します。

| 項目                 | 数値         | 考え方                     |
|--------------------|------------|-------------------------|
| 平成25年度末時点の入所者数(A)  | 179人       | ○平成25年度末時点の施設入所者数       |
| 目標年度入所者数(B)        | 172人       | ○平成29年度末時点の施設入所者数       |
| 【目標値】<br>地域生活移行者数  | 21人<br>12% | ○施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 |
| 【目標値】<br>削減見込(A-B) | 7人<br>4%   | ○差引減少見込み数               |

#### 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行について指標となる「退院可能な精神障害者」は抽象的で医療機関が主管しており、客観的に分析・評価することが難しいことから、東京都が数値目標を定めます。都では精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、平成27年度から29年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標を定めています。

#### 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等※（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成29年度末まで区内に1か所以上整備します。

| 項目                   | 数値  | 考え方                        |
|----------------------|-----|----------------------------|
| 【目標値】<br>目標年度の地域生活支援 | 1か所 | ○平成29年度において整備された地域生活支援拠点の数 |

※地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

- 相談（地域移行、親元からの自立等）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

## 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて平成 29 年度中に一般就労する者の人数については、25 年度の一般就労への移行実績の約 2 倍として設定します。

| 項目                 | 数値          | 考え方                             |
|--------------------|-------------|---------------------------------|
| 平成 25 年度の一般就労移行者数  | 46 人        | ○平成 25 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数 |
| 【目標値】目標年度の一般就労移行者数 | 90 人<br>2 倍 | ○平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 |

注) 一般就労した者とは、一般企業等に就職した者（就労継続支援（A 型）及び福祉工場の利用者となったを除く。）、在宅就労した者および自ら起業した者をいう。

## 就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数は、25 年度における利用者数の 6 割以上増加すると設定します。

| 項目                      | 数値             | 考え方                            |
|-------------------------|----------------|--------------------------------|
| 平成 25 年度の就労移行支援事業の利用者数  | 64 人           | ○平成 25 年度において就労移行支援事業を利用する者の数  |
| 【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数 | 100 人<br>1.6 倍 | ○平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 |

## 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

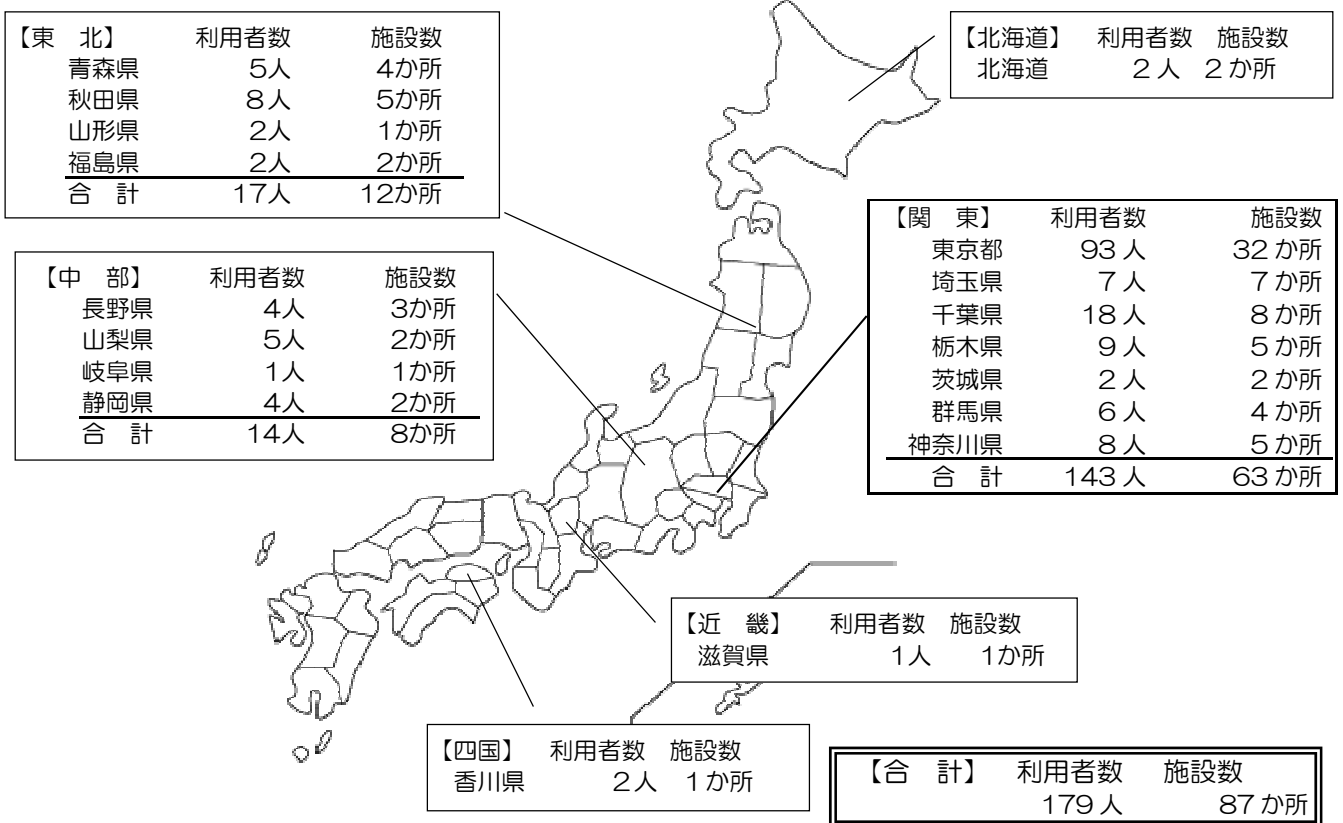
平成 29 年度末までに、就労移行支援を行う事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にすると設定します。

| 項目                          | 数値   | 考え方                          |
|-----------------------------|------|------------------------------|
| 平成 29 年度末の就労移行率が 3 割以上の事業所数 | 5 か所 | ○平成 29 年度末の就労移行率が 3 割以上の事業所数 |

注) 就労移行率は、ある年度 4 月 1 日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

注) 平成 25 年度末現在、区内就労移行支援事業所は 8 か所。

<障害者の施設入所利用状況（平成26年3月末現在）>



<障害者の日中活動系サービス（平成26年3月末現在）>

※区域割りは、日常生活圏域



| ■西部地区                        |      |
|------------------------------|------|
| ・保健福祉センター                    | 1か所  |
| ・短期入所（ショートステイ）               | 2か所  |
| ・就労移行支援（一般型）                 | 1か所  |
| ・就労継続支援（B型）                  | 4か所  |
| ・生活介護                        | 2か所  |
| ・地域活動支援センター                  | 4か所  |
| ・心身障害者福祉センター<br>（自立訓練（機能訓練）） | 1か所  |
| 合計                           | 15か所 |

| ■中央地区          |      |
|----------------|------|
| ・保健福祉センター      | 1か所  |
| ・短期入所（ショートステイ） | 2か所  |
| ・就労移行支援（一般型）   | 7か所  |
| ・就労継続支援（A型）    | 2か所  |
| ・就労継続支援（B型）    | 3か所  |
| ・生活介護          | 2か所  |
| ・自立訓練（生活訓練）    | 2か所  |
| ・地域活動支援センター    | 6か所  |
| 合計             | 25か所 |

| ■東部地区          |     |
|----------------|-----|
| ・保健福祉センター      | 1か所 |
| ・短期入所（ショートステイ） | 1か所 |
| ・就労移行支援（一般型）   | 1か所 |
| ・就労継続支援（B型）    | 1か所 |
| ・生活介護          | 1か所 |
| ・地域活動支援センター    | 2か所 |
| ・自立訓練（生活訓練）    | 1か所 |
| 合計             | 8か所 |

### 3 活動指標(自立支援給付)

障害者総合支援法に基づくサービス体系は、全国一律の障害福祉サービスである「自立支援給付」と実施する各自治体の独自サービスである「地域生活支援事業」の二つの側面から障害者の自立した生活を支援するかたちになっています。

#### (1) 自立支援給付サービスの概要

##### ○内容

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、個々の障害程度や勘案すべき事項（社活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給するサービスです。

自立支援給付は、

- ・「介護給付」…日常生活に必要な支援
- ・「訓練等給付」…自立した生活に必要な知識や技術を身につける支援
- ・「自立支援医療」…障害に係る医療費の支援
- ・「補装具費の支給」…必要と認められる補装具の購入費または修理費の支給に大別されます。

##### <自立支援給付サービス>

|             | サービス名                |
|-------------|----------------------|
| ① 訪問系サービス   | 居宅介護（ホームヘルプ）         |
|             | 重度訪問介護               |
|             | 同行援護                 |
|             | 行動援護                 |
|             | 重度障害者等包括支援           |
| ② 日中活動系サービス | 生活介護                 |
|             | 自立訓練（機能訓練）           |
|             | 自立訓練（生活訓練）           |
|             | 就労移行支援               |
|             | 就労継続支援（A型）           |
|             | 就労継続支援（B型）           |
|             | 療養介護                 |
|             | 短期入所（福祉型、医療型）        |
| ③ 居住系サービス   | 共同生活援助（グループホーム）      |
|             | 施設入所支援               |
| ④ 相談支援      | 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 |



## (2) 自立支援給付のサービス提供見込量と確保の方策

自立支援給付における各事業の内容、今後のサービス提供見込み等は次のようになっています。

\*サービス提供見込量については、一か月あたりの利用量を示しています。

\*文章中の事業所数、人数等は、特に記述のないものは平成26年3月末時点のものです。新しい状況に関してはその数値を記載し、いつの時点かを明記しています。

### ①訪問系サービス

#### ■居宅介護(ホームヘルプ)

##### 【サービスの内容】

自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。

| 区 分       | 現状      | 今後のサービス提供見込量 |         |         |
|-----------|---------|--------------|---------|---------|
|           | 25年度    | 27年度         | 28年度    | 29年度    |
| 総利用時間数(月) | 2,271時間 | 2,200時間      | 2,100時間 | 2,000時間 |
| 実利用者数(月)  | 143人    | 140人         | 135人    | 130人    |

##### 【現状および今後の方策】

- 高齢化により、介護保険サービスへ移行した利用者が増加したため、減少傾向にあります。
- 居宅介護を行う指定事業所は平成26年3月現在区内に53か所あり、22年度から事業所連絡会を開催しています。より質の高いサービス提供のため、今後は東京都や事業者側と協議しながら研修等のあり方についても検討していきます。
- 実態・意向調査において、「利用する必要がない」と回答した人の割合が最も多く、今後大きな需要の増加はみられないと考えます。

#### ■重度訪問介護

##### 【サービスの内容】

重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います(18歳以上の方が対象)。

| 区 分       | 現状      | 今後のサービス提供見込量 |         |         |
|-----------|---------|--------------|---------|---------|
|           | 25年度    | 27年度         | 28年度    | 29年度    |
| 総利用時間数(月) | 4,397時間 | 5,000時間      | 5,500時間 | 6,000時間 |
| 実利用者(月)   | 14人     | 15人          | 16人     | 17人     |

##### 【現状および今後の方策】

- 平成26年3月末現在、重度訪問介護を行う指定事業所は区内に47か所あります。
- 平成25年度は一人あたり月平均307時間利用しています。
- これまでの推移から利用者数については、微増すると見込まれます。

## ■同行援護

### 【サービスの内容】

視覚障害により移動に著しい困難を有する方を対象に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動時の援護等を行います。

\*平成 23 年 10 月より実施。

| 区 分       | 現状       | 今後のサービス提供見込量 |          |          |
|-----------|----------|--------------|----------|----------|
|           | 25 年度    | 27 年度        | 28 年度    | 29 年度    |
| 総利用時間数(月) | 1,496 時間 | 1,700 時間     | 2,000 時間 | 2,300 時間 |
| 実利用者数(月)  | 63 人     | 70 人         | 75 人     | 80 人     |

### 【現状および今後の方策】

○平成 26 年 3 月末現在、区内の指定事業所は 27 か所あります。

○利用者数は増加していくことが見込まれ、指定事業所との連携を強化しサービス提供体制を整備していきます。

## ■行動援護

### 【サービスの内容】

知的障害または精神障害により行動が著しく困難で常に介護の必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

| 区 分       | 現状    | 今後のサービス提供見込量 |       |       |
|-----------|-------|--------------|-------|-------|
|           | 25 年度 | 27 年度        | 28 年度 | 29 年度 |
| 総利用時間数(月) | 23 時間 | 30 時間        | 30 時間 | 30 時間 |
| 実利用者数(月)  | 1 人   | 1 人          | 1 人   | 1 人   |

### 【現状および今後の方策】

○平成 26 年 3 月末現在、区内の指定事業所は 2 か所あります。

○行動援護については、対象事業所と連携を図りサービス提供体制を整備したうえで、支給決定を行います。

## ■重度障害者等包括支援

### 【サービスの内容】

常に介護を必要とする方のなかで意思疎通を図ることが著しく困難な方に、居宅介護や日中活動などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

(障害支援区分6の寝たきりなどの極めて重度の身体・知的・精神障害者が対象)

| 区 分       | 現状    | 今後のサービス提供見込量 |       |       |
|-----------|-------|--------------|-------|-------|
|           | 25 年度 | 27 年度        | 28 年度 | 29 年度 |
| 総利用時間数(月) | 0 時間  | 0 時間         | 0 時間  | 0 時間  |
| 実利用者数(月)  | 0 人   | 0 人          | 0 人   | 0 人   |

### 【現状および今後の方策】

○現時点では対象者はいません。

○区内に指定事業所はなく、23 区においても利用実績が無いことから、今後も利用は見込まれません。

② 日中活動系サービス

■生活介護

【サービスの内容】

常に介護を必要とする方に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

\*人日…1月あたりの総利用日数：利用見込数×平均利用日数

| 区 分        | 現状      | 今後のサービス提供見込量 |         |         |
|------------|---------|--------------|---------|---------|
|            | 25年度    | 27年度         | 28年度    | 29年度    |
| サービス利用量(月) | 6,119人日 | 6,500人日      | 6,900人日 | 7,300人日 |
| 実利用者数(月)   | 303人    | 320人         | 340人    | 360人    |

【現状および今後の方策】

○平成25年度は一人あたり月平均20日の利用となっています。

○平成26年3月末現在、区内では5か所の指定事業所があります。

○利用者数の伸びが見込まれるため、区立施設を中心としてニーズに応じたサービスの提供体制を整備していきます。

■自立訓練(機能訓練)

【サービスの内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などのための訓練を行います。

\*人日…1月あたりの総利用日数：利用見込数×平均利用日数

| 区 分        | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |       |       |
|------------|------|--------------|-------|-------|
|            | 25年度 | 27年度         | 28年度  | 29年度  |
| サービス利用量(月) | 94人日 | 100人日        | 100人日 | 100人日 |
| 実利用者数(月)   | 11人  | 11人          | 11人   | 11人   |

【現状および今後の方策】

○平成26年3月末現在、区内の指定事業所は区立心身障害者福祉センター1か所です。

○過去の実績から、今後の利用者は横ばいで推移すると想定しています。

### ■自立訓練(生活訓練)

#### 【サービスの内容】

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づき食事や家事などの日常生活能力向上のための訓練を行います。

\*人日…1月あたりの総利用日数：利用見込数×平均利用日数

| 区 分        | 現状    | 今後のサービス提供見込量 |       |       |
|------------|-------|--------------|-------|-------|
|            | 25年度  | 27年度         | 28年度  | 29年度  |
| サービス利用量(月) | 409人日 | 450人日        | 500人日 | 550人日 |
| 実利用者数(月)   | 28人   | 32人          | 36人   | 40人   |

#### 【現状および今後の方策】

- 平成25年度は一人あたり月平均15日の利用となっています。
- 平成26年3月末現在、区内の指定事業所は2か所あります。
- 訓練終了後の生活を見据え、居住や日中活動の場の確保などに向けて事業所や関係機関等との連携を深めていきます。

### ■就労移行支援

#### 【サービスの内容】

一般企業への就労を希望する方に、一定期間の支援計画に基づき就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを行います。

\*人日…1月あたりの総利用日数：利用見込数×平均利用日数

| 区 分        | 現状      | 今後のサービス提供見込量 |         |         |
|------------|---------|--------------|---------|---------|
|            | 25年度    | 27年度         | 28年度    | 29年度    |
| サービス利用量(月) | 1,015人日 | 1,200人日      | 1,350人日 | 1,500人日 |
| 実利用者数(月)   | 64人     | 80人          | 90人     | 100人    |

#### 【現状および今後の方策】

- 平成25年度は一人あたり月平均16日利用しています。
- 平成26年3月末現在、区内の指定事業所は8か所あります。
- 区内の就労移行支援事業所と連携を深めながら、就労支援ならびに定着支援を進めていきます。

■就労継続支援(A型)

【サービスの内容】

一般企業などで雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

\*事業者と雇用契約を結びます。(雇用型)

\*人日…1月あたりの総利用日数：利用見込数×平均利用日数

| 区 分        | 現状    | 今後のサービス提供見込量 |       |       |
|------------|-------|--------------|-------|-------|
|            | 25年度  | 27年度         | 28年度  | 29年度  |
| サービス利用量(月) | 399人日 | 470人日        | 540人日 | 610人日 |
| 実利用者数(月)   | 23人   | 27人          | 31人   | 35人   |

【現状および今後の方策】

- 平成25年度は一人あたり月平均17日の利用となっています。
- 平成26年3月末現在、区内の指定事業所は3か所あります。
- 隣接区の事業所へ通所している利用者もあり、今後はさらに就労継続支援(A型)事業所の区内への誘致に努めていきます。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っていきます。

■就労継続支援(B型)

【サービスの内容】

一般企業などで雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

\*事業者との雇用契約は結びません。(非雇用型)

\*人日…1月あたりの総利用日数：利用見込数×平均利用日数

| 区 分        | 現状      | 今後のサービス提供見込量 |         |         |
|------------|---------|--------------|---------|---------|
|            | 25年度    | 27年度         | 28年度    | 29年度    |
| サービス利用量(月) | 4,336人日 | 4,800人日      | 5,300人日 | 5,800人日 |
| 実利用者数(月)   | 268人    | 300人         | 330人    | 360人    |

【現状および今後の方策】

- 平成25年度は一人あたり月平均16日の利用となっています。
- 平成26年3月末現在、区内の指定事業所は9か所あります。
- 就労継続支援(B型)の利用者が、適性に応じて就労継続支援(A型)や就労移行支援を利用できるよう支援していきます。
- 事業所の安定的な運営が継続できるよう、適切な助言等を行っていきます。

## ■療養介護

### 【サービスの内容】

病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。

(18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。)

| 区 分      | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|----------|------|--------------|------|------|
|          | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実利用者数(月) | 27人  | 27人          | 27人  | 27人  |

### 【現状および今後の方策】

○平成26年3月末現在、都内で療養介護の事業所は14か所あります。

○療養介護の対象者は、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者です。

## ■短期入所(ショートステイ)

### 【サービスの内容】

自宅で介護する方が病気の場合などに施設や事業所に短期入所させ、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

\*人日…1月あたりの総利用日数：利用見込数×平均利用日数

| 区 分        | 現状    | 今後のサービス提供見込量 |       |       |
|------------|-------|--------------|-------|-------|
|            | 25年度  | 27年度         | 28年度  | 29年度  |
| サービス利用量(月) | 500人日 | 540人日        | 580人日 | 620人日 |
| 実利用者数(月)   | 49人   | 53人          | 57人   | 61人   |

### 【現状および今後の方策】

○平成25年度は一人あたり月平均10日利用しています。

○平成26年3月末現在、区内の指定事業所は5か所あります。

○利用者数の伸びが想定されるため、ニーズに応じたサービス提供体制を整備していきます。

## ③ 居住系サービス

## ■共同生活援助(グループホーム)

## 【サービスの内容】

(共同生活援助)

夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

| 区 分      | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|----------|------|--------------|------|------|
|          | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実利用者数(月) | 144人 | 155人         | 165人 | 175人 |
| 区内事業所定員数 | 181人 | 200人         | 220人 | 240人 |

## 【現状および今後の方策】

○平成26年3月末現在、区内のグループホーム等は、33か所(知的14か所、精神19か所)あります。

○精神障害者及び知的障害者のグループホームはともに増加傾向にあります。

○今後は、重度障害者向けのグループホームの整備について検討していきます。

## ■施設入所支援

## 【サービスの内容】

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

| 区 分      | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|----------|------|--------------|------|------|
|          | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実利用者数(月) | 179人 | 177人         | 174人 | 172人 |

## 【現状および今後の方策】

○平成26年3月末現在、区内の施設入所支援事業者は2か所あります。

○家族や本人の意向を踏まえ、地域での居住の場について検討していきます。

## ④ 相談支援

## 【サービスの内容】

サービス利用の相談・情報の提供・あっせん・調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、障害者の意向に沿ったサービス等利用計画を作成します。

| サービス種別 | 内 容   | 対象者   |
|--------|---|---|
| 計画相談支援 | 障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。 | 障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障害者。 |
| 地域移行支援 | 地域における生活に移行するための活動に関する相談や、地域生活の準備のための外出に対する同行支援、入居支援等を行う。       | 障害者入所施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者。        |
| 地域定着支援 | 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与する。                  | 居宅において単身もしくは家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者。 |

| 区 分    |              | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|--------|--------------|------|--------------|------|------|
|        |              | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 計画相談支援 | 実利用者数<br>(月) | 7人   | 58人          | 70人  | 75人  |
| 地域移行支援 | 実利用者数<br>(月) | 1人   | 1人           | 1人   | 1人   |
| 地域定着支援 | 実利用者数<br>(月) | 0人   | 1人           | 1人   | 1人   |

## 【現状および今後の方策】

○これまでの相談支援（サービス等利用計画作成）においては、サービス等利用計画についての相談及び作成やサービスの利用状況の確認などの支援が、特に必要と認められる障害者に対する支援として位置づけられていましたが、計画相談支援においては、障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての障害者が対象となりました。

○法改正により、今後の需要の増加が見込まれることから、児童及び全ての障害種別についての相談支援を受ける事業所が必要です。障害者の状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、事業者向けの研修などを通してサービスの質の向上に向けた取組みを行います。

○基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や相談支援事業者の連携によって相談支援の充実に努めます。



## (3) その他(児童福祉法に基づくサービス)

## 児童福祉法に基づくサービス

児童福祉法に基づく障害児支援についても、一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制を確保するため、障害福祉計画において取組みを進めていきます。

## ○障害児通所支援、障害児相談支援

【サービスの内容】

| サービス種別        | 内 容  | 対象者  |
|---------------|--|--|
| 児童発達支援        | 障害のある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行う。   | 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。  |
| 医療型<br>児童発達支援 | 児童発達支援に加え、治療を行う。   | 肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。                     |
| 放課後等デイサービス事業  | 授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。                                     | 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。                    |
| 保育所等<br>訪問支援  | 保育所等を訪問し、障害児に対し障害児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援その他必要な支援を行う。  | 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し専門的な支援を受ける必要があると認められた障害児。 |
| 障害児<br>相談支援   | 障害のある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）等の支援を行う。 | 障害福祉サービスを申請若しくは変更申請に係る障害児。   |

| 区 分              |                | 現状     | 今後のサービス提供見込量 |        |        |
|------------------|----------------|--------|--------------|--------|--------|
|                  |                | 25 年度  | 27 年度        | 28 年度  | 29 年度  |
| 児童発達支援           | サービス<br>利用量(月) | 387 人日 | 500 人日       | 650 人日 | 850 人日 |
|                  | 実利用者数<br>(月)   | 76 人   | 100 人        | 130 人  | 170 人  |
| 医療型<br>児童発達支援    | サービス<br>利用量(月) | 20 人日  | 21 人日        | 35 人日  | 42 人日  |
|                  | 実利用者数<br>(月)   | 1 人    | 4 人          | 5 人    | 6 人    |
| 放課後等<br>デイサービス事業 | サービス<br>利用量(月) | 303 人日 | 420 人日       | 595 人日 | 840 人日 |
|                  | 実利用者数<br>(月)   | 43 人   | 60 人         | 85 人   | 120 人  |
| 保育所等<br>訪問支援     | サービス<br>利用量(月) | 0 人日   | 0 人日         | 0 人日   | 0 人日   |
|                  | 実利用者数<br>(月)   | 0 人    | 0 人          | 0 人    | 0 人    |
| 障害児<br>相談支援      | 実利用者数<br>(月)   | 0 人    | 16 人         | 21 人   | 25 人   |

## 【現状及び今後の方策】

- 平成 26 年 3 月末現在区内の事業所は児童発達支援が 3 か所、放課後等デイサービス事業が 1 か所、障害児相談支援事業が 1 か所です。
- 今後は利用者の増加が見込まれるため、適切なサービスが提供できるよう、体制を整えていきます。

◆障害福祉サービスの提供見込み

\*1 か月あたりの利用量

\*人日：利用見込数×平均利用日数

| 区 分                 | 現状      |      | 今後のサービス提供見込量 |         |         |
|---------------------|---------|------|--------------|---------|---------|
|                     | 25年度    |      | 27年度         | 28年度    | 29年度    |
| ① 訪問系サービス           |         |      |              |         |         |
| 居宅介護（ホームヘルプ）        | 2,271時間 |      | 2,200時間      | 2,100時間 | 2,000時間 |
|                     | 143人    |      | 140人         | 135人    | 130人    |
| 重度訪問介護              | 4,397時間 |      | 5,000時間      | 5,500時間 | 6,000時間 |
|                     | 14人     |      | 15人          | 16人     | 17人     |
| 同行援護                | 1,496時間 |      | 1,700時間      | 2,000時間 | 2,300時間 |
|                     | 63人     |      | 70人          | 75人     | 80人     |
| 行動援護                | 23時間    |      | 30時間         | 30時間    | 30時間    |
|                     | 1人      |      | 1人           | 1人      | 1人      |
| 重度障害者等包括支援          | 0時間     |      | 0時間          | 0時間     | 0時間     |
|                     | 0人      |      | 0人           | 0人      | 0人      |
| ② 日中活動系サービス         |         |      |              |         |         |
| 生活介護                | 6,119人日 |      | 6,500人日      | 6,900人日 | 7,300人日 |
|                     | 303人    |      | 320人         | 340人    | 360人    |
| 自立訓練（機能訓練）          | 94人日    |      | 100人日        | 100人日   | 100人日   |
|                     | 11人     |      | 11人          | 11人     | 11人     |
| 自立訓練（生活訓練）          | 409人日   |      | 450人日        | 500人日   | 550人日   |
|                     | 28人     |      | 32人          | 36人     | 40人     |
| 就労移行支援              | 1,015人日 |      | 1,200人日      | 1,350人日 | 1,500人日 |
|                     | 64人     |      | 80人          | 90人     | 100人    |
| 就労継続支援（A型）          | 399人日   |      | 470人日        | 540人日   | 610人日   |
|                     | 23人     |      | 27人          | 31人     | 35人     |
| 就労継続支援（B型）          | 4,336人日 |      | 4,800人日      | 5,300人日 | 5,800人日 |
|                     | 268人    |      | 300人         | 330人    | 360人    |
| 療養介護                | 27人     |      | 27人          | 27人     | 27人     |
|                     |         |      |              |         |         |
| 短期入所（ショートステイ）       | 500人日   |      | 540人日        | 580人日   | 620人日   |
|                     | 49人     |      | 53人          | 57人     | 61人     |
| ③ 居住系サービス           |         |      |              |         |         |
| 共同生活援助<br>（グループホーム） | 利用者数    | 144人 | 155人         | 165人    | 175人    |
|                     | 区内定員数   | 181人 | 200人         | 220人    | 240人    |
| 施設入所支援              |         | 179人 | 177人         | 174人    | 172人    |
| ④ 相談支援              |         |      |              |         |         |
| 計画相談支援              |         | 7人   | 58人          | 70人     | 75人     |
| 地域移行支援              |         | 1人   | 1人           | 1人      | 1人      |
| 地域定着支援              |         | 0人   | 1人           | 1人      | 1人      |

## ◆児童福祉法に基づくサービスの提供見込み

\*1 か月あたりの利用量

\* 人日：利用見込数×平均利用日数

| 区 分           | 現状             | 今後のサービス提供見込量    |                 |                 |
|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|               | 25 年度          | 27 年度           | 28 年度           | 29 年度           |
| 児童福祉法に基づくサービス |                |                 |                 |                 |
| 児童発達支援        | 387 人日<br>76 人 | 500 人日<br>100 人 | 650 人日<br>130 人 | 850 人日<br>170 人 |
| 医療型児童発達支援     | 20 人日<br>1 人   | 21 人日<br>4 人    | 35 人日<br>5 人    | 42 人日<br>6 人    |
| 放課後等デイサービス事業  | 303 人日<br>43 人 | 420 人日<br>60 人  | 595 人日<br>85 人  | 840 人日<br>120 人 |
| 保育所等訪問支援      | 0 人日<br>0 人    | 0 人日<br>0 人     | 0 人日<br>0 人     | 0 人日<br>0 人     |
| 障害児相談支援       | 0 人            | 16 人            | 21 人            | 25 人            |

## 4 活動指標(地域生活支援事業)

### (1)地域生活支援事業の概要

#### ○目的

障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する方の状況に応じた柔軟な形で効率的・効果的に実施することを目的とした事業です。

#### ○事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須の事業と、自治体の判断で実施することができる任意の事業があります。

#### ○豊島区の事業体系

豊島区が実施する地域生活支援事業は、次のとおりです。

|                   |               |                   |
|-------------------|---------------|-------------------|
| 必須事業              | ①理解促進研修・啓発事業  |                   |
|                   | ②相談支援事業       | 基幹相談支援センター等機能強化事業 |
|                   |               | 住宅入居等支援事業         |
|                   | ③成年後見制度利用支援事業 |                   |
|                   | ④意思疎通支援事業     |                   |
|                   | ⑤日常生活用具給付等事業  |                   |
|                   | ⑥手話奉仕員養成研修事業  |                   |
|                   | ⑦移動支援事業       |                   |
| ⑧地域活動支援センター機能強化事業 |               |                   |
| 任意事業              | ⑨日常生活支援       | 訪問入浴サービス          |
|                   |               | 日中一時支援            |
|                   |               | 巡回支援専門員整備         |
|                   | ⑩社会参加支援       | 文化芸術活動振興          |
|                   |               | 自動車運転免許取得・自動車改造助成 |
|                   | ⑪権利擁護支援       | 障害者虐待防止対策支援       |
| ⑫就業・就労支援          | 更生訓練費給付       |                   |

## (2) 地域生活支援事業のサービス提供見込量と今後の方策

### <必須事業>

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### ■障害者サポート講座

###### 【事業の内容】

障害者などが街なかで困っている際に区民等が支援できるよう、障害の特性やサポート方法を学ぶ講座を開催します。

| 区 分     | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|---------|------|--------------|------|------|
|         | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実施回数(年) | 4回   | 4回           | 4回   | 4回   |

###### 【現状および今後の方策】

○区民ひろばを会場に、年4回開催していきます。

#### ② 相談支援事業

##### ■基幹相談支援センター等機能強化事業

###### 【事業の内容】

地域の相談支援の拠点として、心身障害者福祉センターにおいて総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)を行います。また、区内相談支援事業所のネットワークを構築し、広域調整や研修等を通して相談支援能力の向上を図ります

| 区 分 | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|-----|------|--------------|------|------|
|     | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 設置数 | 1か所  | 1か所          | 1か所  | 1か所  |

###### 【現状および今後の方策】

○地域の相談支援の中核的な役割を持つ基幹相談支援センターを設置し、身近な地域の相談支援事業者で虐待防止など対応困難な個別事例への対応支援や、広域的な調整、地域移行等におけるネットワーク構築を進めていきます。

### ■住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

#### 【事業の内容】

賃貸契約で一般住宅へ入居するにあたり支援が必要な障害者について、入居支援や地域の体制整備に向けたコーディネート等を行います。

| 区 分   | 現状       | 今後のサービス提供見込量 |          |          |
|-------|----------|--------------|----------|----------|
|       | 25年度     | 27年度         | 28年度     | 29年度     |
| 実施の有無 | 公的機関にて実施 | 公的機関にて実施     | 公的機関にて実施 | 公的機関にて実施 |

#### 【現状および今後の方策】

- 住宅課で高齢者等入居支援事業を行い、身元保証人を確保することが困難な高齢者、障害者、ひとり親家庭に対し、区独自の家賃債務保証制度を活用して民間賃貸住宅の入居を支援しています。
- 地域生活支援拠点との連携を検討し、居住の安定に取り組みます。

### ③ 成年後見制度利用支援事業

### ■成年後見制度利用支援事業

#### 【事業の内容】

成年後見制度の利用が必要であるが申立ての困難な方を、区長申立てにより支援します。また、区長申立てで、後見人等への報酬の支払いが困難な方(一定要件あり)に費用を助成します。

| 区 分       | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|-----------|------|--------------|------|------|
|           | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 区長申立件数(年) | 1件   | 2件           | 3件   | 4件   |

#### 【現状および今後の方策】

- 豊島区民社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」等と連携し、成年後見制度利用に関する相談支援体制を充実します。また、必要に応じ区長申立制度の利用促進に努めます。

## ④ 意思疎通支援事業

意思疎通に支障がある障害者に、その他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

## ■手話通訳者派遣事業・手話通訳者設置事業

## 【事業の内容】

聴覚障害者の社会参加を援助し、コミュニケーション確保のために手話通訳者を派遣します（手話通訳者派遣センター業務を含む。）。

## ＜手話通訳者の派遣＞

| 区 分      | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|----------|------|--------------|------|------|
|          | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実利用者数（月） | 28人  | 29人          | 30人  | 31人  |

## ＜手話通訳者派遣センターにおける手話通訳者の設置＞

| 区 分      | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|----------|------|--------------|------|------|
|          | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実設置者数（月） | 2人   | 2人           | 2人   | 2人   |

## 【現状および今後の方策】

- 豊島区手話通訳者派遣センターは、区役所障害者福祉課内に設置していることで利便性を高めており、利用実績は少しずつ伸びています。
- 手話通訳者の研修会を定期的を開催することで、手話技術の向上を図っています。
- 手話を主なコミュニケーション手段としている聴覚障害者の利用を促進するため、事業の周知を図っていきます。
- 情報保障の観点から、区主催の事業で手話通訳者を派遣依頼する機会が増え、全体の派遣件数は増加傾向にあります。

## ■要約筆記者派遣事業

## 【事業の内容】

聴覚障害者に会議や講演会等の内容を文字として伝える要約筆記者を派遣します。

| 区 分      | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|----------|------|--------------|------|------|
|          | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実利用者数（月） | 3人   | 4人           | 4人   | 5人   |

## 【現状および今後の方策】

- 東京手話通訳等派遣センターに委託しています。
- 利用者が限定される傾向があり、手話ができない多くの方の利用を促進することが必要です。
- 今後、ニーズを把握していくとともに、要約筆記の周知に努めます。



## ⑤ 日常生活用具給付等事業

## ■日常生活用具給付等事業

## 【事業の内容】

重度障害者の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

(日常生活用具の主な品目)

- 介護・訓練支援用具……………特殊寝台、移動用リフトなど
- 自立生活支援用具……………T字杖、入浴補助用具など
- 在宅療養等支援用具……………吸入器、吸引器など
- 情報・意思疎通支援用具……………拡大読書器、録音再生機など
- 排泄管理支援用具……………収尿器、紙おむつなど
- 住宅改修費……………居宅生活動作補助用具など

| 区 分             |             | 現状     | 今後のサービス提供見込量 |        |        |
|-----------------|-------------|--------|--------------|--------|--------|
|                 |             | 25年度   | 27年度         | 28年度   | 29年度   |
| 利用<br>件数<br>(年) | 介護・訓練支援用具   | 9件     | 10件          | 11件    | 12件    |
|                 | 自立生活支援用具    | 41件    | 35件          | 30件    | 25件    |
|                 | 在宅療養等支援用具   | 29件    | 30件          | 31件    | 32件    |
|                 | 情報・意思疎通支援用具 | 127件   | 152件         | 177件   | 202件   |
|                 | 排泄管理支援用具    | 3,839件 | 3,939件       | 4,039件 | 4,139件 |
|                 | 住宅改修費       | 15件    | 16件          | 17件    | 18件    |
|                 | 総 数         | 4,060件 | 4,182件       | 4,305件 | 4,428件 |

## 【現状および今後の方策】

○重度障害者の日常生活上の便宜向上のため、引き続き実施していきます。

## ⑥ 手話奉仕員養成研修事業

## ■手話講習会

## 【事業の内容】

豊島区の登録手話通訳者の育成と手話の普及を目的として講習会を開催します。入門、応用、専門の3コースがあります。

| 区 分      | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|----------|------|--------------|------|------|
|          | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実利用者数(月) | 114人 | 120人         | 125人 | 130人 |

## 【現状および今後の方策】

- 聴覚障害者および区登録手話通訳者を講師として、区内在住・在勤者を対象とした講習会を開催しています。
- 入門・応用・専門の3コースをそれぞれ昼・夜間で開催しており、近年講習会受講希望者は増加傾向にあります。
- 手話講習会の受講者を増やすとともに、その後、区登録手話通訳者として活動しやすい環境整備に努めます。

## ⑦ 移動支援事業

## ■移動支援事業

## 【事業の内容】

社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出における移動を支援します。(個別支援が必要な方に対するマンツーマンによる支援)

| 区 分        | 現状      | 今後のサービス提供見込量 |         |         |
|------------|---------|--------------|---------|---------|
|            | 25年度    | 27年度         | 28年度    | 29年度    |
| 実利用者数(月)   | 137人    | 150人         | 160人    | 170人    |
| 延べ利用時間数(月) | 1,845時間 | 2,000時間      | 2,150時間 | 2,300時間 |

## 【現状および今後の方策】

- 平成26年3月現在、協定を結んでいる事業所は86か所あります。
- 平成24年4月より、保護者の疾病等を理由とした通学支援の利用要件の緩和及び利用時間を40時間から50時間に拡大しました。
- より質の高いサービスを提供するため、東京都や事業者と協議しながら研修等のあり方について検討していきます。

## ⑧ 地域活動支援センター事業

## ■地域活動支援センター事業

## 【事業の内容】

障害者に創作活動や生産活動の提供、社会との交流の促進等の場を提供します。地域活動支援センターには、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があります。

- ①Ⅰ型は、専門職員を配置し、専門相談、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。
- ②Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者を対象に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
- ③Ⅲ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者を対象に、創作的活動または生産活動、社会との交流促進などのサービスを実施します。

| 区 分      | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|----------|------|--------------|------|------|
|          | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実施箇所数    | 12か所 | 12か所         | 12か所 | 12か所 |
| 実利用者数(月) | 162人 | 162人         | 162人 | 162人 |

## 【現状および今後の方策】

- 平成26年3月末現在、区内には地域活動支援センターⅠ型が1か所、Ⅱ型が2か所、Ⅲ型が9か所で、合計12か所の事業所があります。
- それぞれの事業所が新体系に移行し、特色のある事業運営を行っています。
- 今後も事業所がもつ特性や機能をうまく活かしていけるよう支援していきます。

## ＜任意事業＞

### ⑨ 日常生活支援

#### ■訪問入浴サービス事業

##### 【事業の内容】

心身障害者の居宅を訪問し、移動式浴槽を設置し入浴の介護を行います。

| 区 分      | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|----------|------|--------------|------|------|
|          | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実利用者数(月) | 14人  | 15人          | 16人  | 17人  |

##### 【現状および今後の方策】

○利用者のニーズに corres するため、平成22年10月より、ひと月あたりの利用回数を、月3回から4回に拡充しました。

○今後も事業を継続していきます。

\*施設入浴サービスについては、地域活動支援センターⅡ型の事業として、引き続き行っていきます。(必須事業の⑧を参照)

#### ■日中一時支援事業

##### 【事業の内容】

障害者(児)を通常介護している方が、疾病、出産、休息等の理由で一時的に介護ができないときに、障害福祉サービス事業所が入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行います。

| 区 分   | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|-------|------|--------------|------|------|
|       | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 実施箇所数 | 4か所  | 5か所          | 6か所  | 7か所  |

##### 【現状および今後の方策】

○平成26年3月現在、協定を結んでいる事業所は4か所あります。

○今後ニーズの増加が見込まれるため、新規事業所と契約し支援を進めていきます。

#### ■巡回支援専門員整備

##### 【事業の内容】

区内の保育施設等に従事する職員に対し、保育内容や保護者への対応について助言を行います。また、施設等を利用する保護者からの子育てや子どもの発達についての相談にも対応します。

| 区 分          | 現状     | 今後のサービス提供見込量 |        |        |
|--------------|--------|--------------|--------|--------|
|              | 25年度   | 27年度         | 28年度   | 29年度   |
| 巡回訪問延施設(年)   | 477件   | 480件         | 500件   | 520件   |
| 巡回対象延ケース数(年) | 2,440件 | 2,450件       | 2,500件 | 2,600件 |

##### 【現状および今後の方策】

○発達障害児の早期発見・早期対応を図るため、現在の規模を拡大して実施していきます。

## ⑩ 社会参加支援

## ■文化芸術活動振興

## 【事業の内容】

障害者の文化活動を通じて障害者自身の社会参加への意欲を高めるとともに、広く区民に障害者への理解を深めることを目的に豊島区障害者美術展等を開催します。

| 区 分            | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |        |
|----------------|------|--------------|------|--------|
|                | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度   |
| 障害者美術展<br>来場者数 | 668人 | 800人         | 900人 | 1,000人 |

## 【現状及び今後の方策】

○今後は、新庁舎のまるごとミュージアムやとしまセンタースクエアを活用した展示を行い、更なる障害者理解の普及啓発に努めます。

## ■自動車運転免許取得・改造助成事業

## 【事業の内容】

身体障害者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部および心身障害者の自動車運転免許取得費用の一部を助成し、障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

| 区 分      | 現状                          | 今後のサービス提供見込量                |                             |                             |
|----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|          | 25年度                        | 27年度                        | 28年度                        | 29年度                        |
| 実利用者数(月) | 自動車改造<br>2件<br>運転免許助成<br>2件 | 自動車改造<br>2件<br>運転免許助成<br>2件 | 自動車改造<br>2件<br>運転免許助成<br>2件 | 自動車改造<br>2件<br>運転免許助成<br>2件 |

## 【現状および今後の方策】

○自動車改造費用の助成は、年間0～1件に留まっています。

また、自動車運転免許取得費用の助成も同様に年間0～2件に留まっています。

○移動が困難な障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、この制度を引き続き維持していきます。

## ⑪ 権利擁護支援

## ■障害者虐待防止対策支援事業

## 【事業の内容】

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための環境整備、障害者の権利利益の擁護を目的として、以下の事業を行います。

- ・ 障害者虐待防止センターでの相談、通報受付、対応
- ・ 障害者虐待対応機関連絡会議の開催
- ・ 障害福祉サービス事業所向け研修会の開催
- ・ 啓発活動（研修会、広報等）

| 区 分    | 現状   | 今後のサービス提供見込量 |      |      |
|--------|------|--------------|------|------|
|        | 25年度 | 27年度         | 28年度 | 29年度 |
| 研修会（年） | 2回開催 | 2回開催         | 2回開催 | 2回開催 |

## 【現状および今後の方策】

- 区民や障害福祉サービス事業所等を対象とした啓発活動を継続します。
- 障害者虐待に対する迅速・適切な対応を行うため、関係機関との緊密なネットワーク構築を進めていきます。

## ⑫ 就業・就労支援

## ■更生訓練費給付事業

## 【事業の内容】

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用する障害者のうち、利用者負担額が生じない者に対し、社会復帰の促進を図るため更生訓練費を支給します。

また、就職支度金については、更生訓練を終了し、就職または自営により施設を退所する身体障害者に支給します。

| 区 分      | 現状           | 今後のサービス提供見込量 |              |              |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|          | 25年度         | 27年度         | 28年度         | 29年度         |
| 実利用者数（月） | 更生訓練費<br>13人 | 更生訓練費<br>13人 | 更生訓練費<br>13人 | 更生訓練費<br>13人 |
|          | 就職支度金<br>1人  | 就職支度金<br>1人  | 就職支度金<br>1人  | 就職支度金<br>1人  |
|          |              |              |              |              |

## 【現状および今後の方策】

- 更生訓練への意欲を高め社会復帰促進を図るため、この制度を引き続き維持していきます。

## ◆地域生活支援事業のサービス提供見込み

\*注釈のないものについては、1か月あたりの利用量を示しています。

| 区分                              | 現状                          |                         | 今後のサービス提供見込み            |                         |  |
|---------------------------------|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|
|                                 | 25年度                        | 27年度                    | 28年度                    | 29年度                    |  |
| ① 理解促進研修・啓発事業<br>(障害者サポート講座)(年) | 4回                          | 4回                      | 4回                      | 4回                      |  |
| ② 相談支援事業                        |                             |                         |                         |                         |  |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業               | 1か所                         | 1か所                     | 1か所                     | 1か所                     |  |
| 住宅入居等支援事業<br>(居住サポート事業)         | 公的機関にて<br>実施                | 公的機関にて<br>実施            | 公的機関にて実<br>施            | 公的機関にて<br>実施            |  |
| ③ 成年後見制度利用支援事業(年)               | 1件                          | 2件                      | 3件                      | 4件                      |  |
| ④ 意思疎通支援事業                      |                             |                         |                         |                         |  |
| 手話通訳者派遣事業                       | 28人                         | 29人                     | 30人                     | 31人                     |  |
| 手話通訳者設置事業                       | 2人                          | 2人                      | 2人                      | 2人                      |  |
| 要約筆記者派遣事業                       | 3人                          | 4人                      | 4人                      | 5人                      |  |
| ⑤ 日常生活用具給付等事業 *年間件数             |                             |                         |                         |                         |  |
| 介護・訓練支援用具                       | 9件                          | 10件                     | 11件                     | 12件                     |  |
| 自立生活支援用具                        | 41件                         | 35件                     | 30件                     | 25件                     |  |
| 在宅療養等支援用具                       | 29件                         | 30件                     | 31件                     | 32件                     |  |
| 情報・意思疎通支援用具                     | 127件                        | 152件                    | 177件                    | 202件                    |  |
| 排泄管理支援用具                        | 3,839件                      | 3,939件                  | 4,039件                  | 4,139件                  |  |
| 住宅改修費                           | 15件                         | 16件                     | 17件                     | 18件                     |  |
| 総数                              | 4,060件                      | 4,182件                  | 4,305件                  | 4,428件                  |  |
| ⑥ 手話奉仕員養成研修事業<br>(手話講習会)        | 114人                        | 120人                    | 125人                    | 130人                    |  |
| ⑦ 移動支援事業                        | 137人<br>1,845時間             | 150人<br>2,000時間         | 160人<br>2,150時間         | 170人<br>2,300時間         |  |
| ⑧ 地域活動支援センター事業                  | 12か所<br>162人                | 12か所<br>162人            | 12か所<br>162人            | 12か所<br>162人            |  |
| ⑨ 日常生活支援                        |                             |                         |                         |                         |  |
| 訪問入浴サービス事業                      | 14人                         | 15人                     | 16人                     | 17人                     |  |
| 日中一時支援事業                        | 4か所                         | 5か所                     | 6か所                     | 7か所                     |  |
| 巡回支援専門員整備(年)                    | 巡回訪問延<br>施設<br>477件         | 巡回対象延<br>施設<br>480件     | 巡回対象延<br>施設<br>500件     | 巡回対象延<br>施設<br>520件     |  |
|                                 | 巡回対象延<br>ケース数<br>2,440件     | 巡回対象延<br>ケース数<br>2,450件 | 巡回対象延<br>ケース数<br>2,500件 | 巡回対象延<br>ケース数<br>2,600件 |  |
| ⑩ 社会参加支援                        |                             |                         |                         |                         |  |
| 文化芸術活動振興<br>(障害者美術展来場者数)        | 668人                        | 800人                    | 900人                    | 1,000人                  |  |
| 自動車運転免許取得・<br>改造助成事業(年)         | 自動車改造<br>2件<br>免許助成<br>2件   | 2件<br>2件                | 2件<br>2件                | 2件<br>2件                |  |
| ⑪ 権利擁護支援<br>(障害者虐待防止対策支援事業)(年)  | 2回開催                        | 2回開催                    | 2回開催                    | 2回開催                    |  |
| ⑫ 就業・就労支援                       |                             |                         |                         |                         |  |
| 更生訓練費給付事業                       | 更生訓練費<br>13人<br>就職支度金<br>1人 | 13人<br>1人               | 13人<br>1人               | 13人<br>1人               |  |

## 5 利用者負担の軽減に対する取組み

### (1) 自立支援給付に係る利用者負担の軽減

自立支援給付は、サービス量と所得に着目した負担のしくみ（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）になった一方で、利用者の定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した負担軽減策が講じられ、見直しが行われてきました。

平成22年4月の障害者自立支援法施行令の一部改正により、区民税非課税世帯が無料となったことをはじめ、以下の軽減措置が図られています。

- ① 利用者負担については応能負担を原則とすること。（ひと月に利用したサービス量に関わらず、所得に応じた上限額が設定されました。）
- ② 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算すること。  
区では、定率負担、実費負担については、こうした動きに準じる一方で、以下の2点について、区独自の軽減措置を行っています。
  - ・ 同行援護利用者の区民税課税世帯に対し、月20時間までの利用を無料とし、月20時間を超える利用については3%の負担とします。
  - ・ 児童発達支援の利用者に対し、未就学児は利用を無料とします。

### (2) 地域生活支援事業に係る利用者負担の軽減

地域生活支援事業は、自立支援給付とは異なり区が行う事業と定められており、利用者負担についても区で定めるものです。原則的には、自立支援給付と同じく、利用者はサービス提供費用の原則1割を負担していただきます。

これに対し区では、自立支援給付と同様、激変緩和としてできる限り無料になるように以下のような軽減措置を行っています。

| 事業名                                   | 豊島区の軽減策（利用者負担）   |
|---------------------------------------|--|
| 意思疎通支援事業<br>（手話通訳者派遣事業、<br>要約筆記者派遣事業） | ・ 利用料無料  |
| 日常生活用具給付等事業                           | ・ 区民税非課税世帯は無料<br>・ 区民税課税世帯は3%負担  |
| 移動支援事業                                | ・ 20時間まで無料<br>・ 20時間を超え50時間までは3%負担   |
| 地域活動支援センター事業                          | ・ 利用料無料<br>・ II型利用者の食費について320円補助<br>・ III型利用者通所交通費について補助<br>（区外在住者は月額上限5,000円） |
| 日中一時支援事業                              | ・ 1か月あたり24時間まで無料   |

今後もあらたな法制度の制定に向けた動きなどを踏まえながら、検討を進めていきます。

## 6 計画の推進に向けて

### 計画の策定プロセスについて

平成 25 年に施行された障害者総合支援法において、「市町村及び都道府県は、障害福祉計画に掲げた事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、計画の変更等を行う。」と規定されています。第 4 期豊島区障害福祉計画では PDCA サイクルのプロセスを踏まえ、計画を推進していきます。

